

第 8 章 共同住宅

8. 1

共同住宅の定義

「共同住宅」とは 3 階建て以上の受水槽式給水の建築物で、世帯単位で独立して生計を営み住居として給水を受ける住宅をいい、事務所、店舗等を含む併用住宅及び寮は除く。

8. 2

共同住宅の量水器

共同住宅の量水器設置方式は次の 2 種とする。設置方式

8. 2. 1

全戸を対象とした町の量水器1 個を設置する方式

この場合の料金徴収方法は、次の 2 とおりとする。

- (1) 設置した町の量水器を検針し、当該共同住宅の総使用水量を量水器口径区分により算出した料金を徴収する。
- (2) 設置した町の量水器を検針し、当該共同住宅の総使用水量をその戸数で除して得た水量を基礎とし、各戸ごとの基礎水量を一般用量水器口径 20 ミリメートルの規定を適用して算出した額の合計額を徴収する。（以下「共同住宅適用料金」という。）

8. 2. 2

各戸に町の量水器を設置する方式

この場合の料金徴収方法は、各戸ごとに設置した町の量水器を検針し、その口径により算出した料金を徴収する。（以下「各戸メーター方式」という。）

8. 3

各戸量水器方式の要件

各戸量水器方式の給水設備は、受水槽及び高架水槽（蓄圧タンク含む）を設けて給水することを原則とする。ただし、次の条件を備えればポンプ圧送により受水槽以降を給水することができる。

8. 3. 1
停電対策

停電時でも最小限の給水を確保するために、次に定める措置をした予備電源又は専用の非常用直結給水栓を設けなければならない。

(1) 予備電源を設ける場合

①機器の始動及び停止は自動又は手動により適切に作動すること。

②吐出力は、最大流量時の50%以上を確保できるものとする。

③予備電源等の持続時間は2時間以上とすること。

(2) 非常用直結給水栓を設ける場合

屋外に立水栓を設置すること。

(3) 共有の立ち上がり管には、適切な位置に仕切弁、空気弁を設置すること。

8. 3. 2
最小・最大動水圧

通常時における給水栓の最小動水圧は0.1MPa以上とし、最大動水圧は0.75MPa以下とする。

尚、下階においては維持管理に支障のない減圧対策を講じること。

8. 3. 3
振動・騒音対策

ポンプの運転による振動・騒音を緩和するため適切な対策を講じるものとする。

8. 3. 4
量水器の口径

各戸量水器方式の量水器口径は原則として20ミリメートル以上とする。

ただし、給水栓等が少なく給水管及び量水器の口径が13ミリメートルで水理計算が成り立つ場合はこの限りでない。

8. 3. 5
調査量水器ボックス
及び保護室

受水槽上流側の量水器設置場所に準ずる場所に、共同住宅全戸数を給水し得る口径の量水器（調査量水器）を設置できるボックス又は保護室を設置すること。